

障企自発第 0329 第 1 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の
一部改正について

標記要領については、平成 18 年 9 月 29 日障地発第 0929002 号『「義肢、装具
及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定等について』の別紙
により定めているところであるが、今般、同要領を別添のとおり改正することとし
たので、その旨御了知の上、貴管内市区町村及び身体障害者更生相談所等の関係機
関へ周知願いたい。

(改正の概要)

- 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律」に改める。
- 「障害者自立支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の
算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」を直近改正通知に改める。

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日 最終改正障企自発0329第1号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p> <p>なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。</p> <p>おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。</p>	<p>障地発第0929002号 平成18年3月29日 障企自発第0331001号 平成21年3月31日 障企自発0331第1号 平成22年3月31日 障企自発0330第1号 平成24年3月30日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生主管部長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室長</p> <p>「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」 の制定等について</p> <p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。</p> <p>なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。</p> <p>おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。</p>

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>(略)</p> <p>第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い</p> <p>1 殻構造義肢</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 完成用部品</p> <p>部品の名称、使用部品、価格等については、「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>」に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(<u>平成 25 年 3 月 29 日障発 0329 第 11 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</u>)の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。</p> <p>なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。</p> <p>a ～ b (略)</p> <p>(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等 (略)</p> <p>(参考) 義肢製作所の面積例 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第2 ～ 第5 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>(略)</p> <p>第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い</p> <p>1 殻構造義肢</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 完成用部品</p> <p>部品の名称、使用部品、価格等については、「<u>障害者自立支援法</u>」に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(<u>平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</u>)の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、使用部品の処方に際しては、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。</p> <p>なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。</p> <p>a ～ b (略)</p> <p>(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等 (略)</p> <p>(参考) 義肢製作所の面積例 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第2 ～ 第5 (略)</p>

障 地 発 第 0929002号
平 成 18年 3 月 29日
障 企 自 発 第 0331001号
平 成 21年 3 月 31日
障 企 自 発 0331第 1 号
平 成 22年 3 月 31日
障 企 自 発 0330第 1 号
平 成 24年 3 月 30日
障 企 自 発 0329第 1 号
最終改正平 成 25年 3 月 29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」
の制定等について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱要領を別紙のとおり定め、なお一層の円滑かつ適切な実施に資することとしたので、御了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方御配意願いたい。

なお、本取扱要領は地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的助言」として位置づけられるものであることにご留意願いたい。

おって、これに伴い、平成14年2月1日障企発第0201001号『「義肢、装具及び座位保持装置給付事務取扱要領」の制定について』は廃止する。

義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領

障害者自立支援法第5条第24項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）中の別表の1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子、電動車椅子及び歩行器に係る部分並びに2の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の車椅子及び電動車椅子については、それぞれ以下の第1の1、2、3、4、第3及び第5並びに第2の1、2、3、4及び第4により取り扱われることとされたい。

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを交付の購入に係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

また、告示第5項の規定により100分の95を乗ずることとするものは、以下の各「価格構成」中「基本価格」及び「製作要素価格」に係るものとし、同中「完成用部品価格」に係るものについては要しないこと。

第1 購入に要する費用の額の算定等に関する取扱い

1 殻構造義肢

(1) 製作工程

殻構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

- 素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費
- 素材のロス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）
- 小物材料費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）
- 材料管理費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

- 作業人件費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）
- 作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費
- 製造間接費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等
- 管理販売経費：完成品の保管、販売に要する経費

また、殻構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

殻構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基本価格：採型使用材料費及び殻構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製作要素価格：材料の購入費及び当該材料を殻構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完成用部品価格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、殻構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図-1参照）

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、殻構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されるため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。

殻構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図-2、3参照）

図-1 殻構造義肢の価格体系

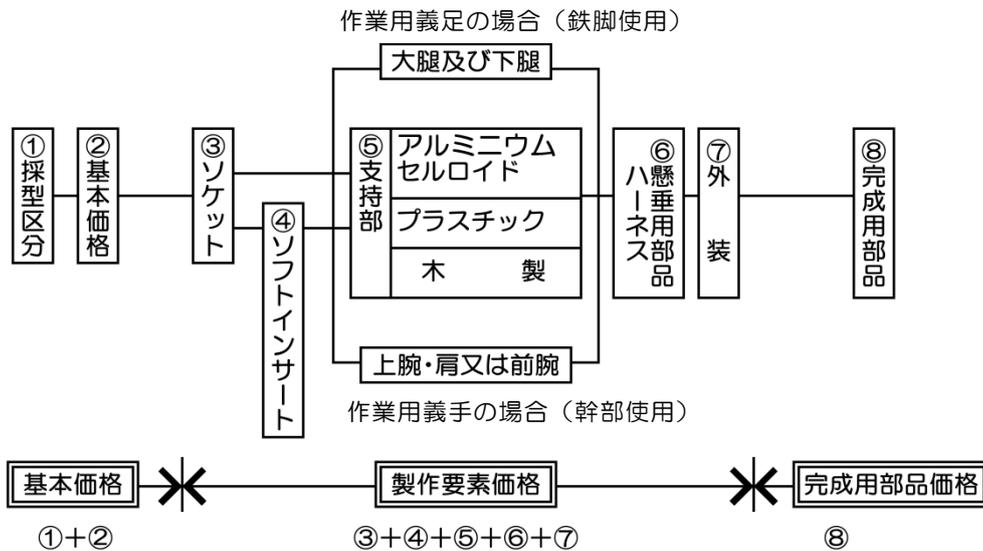
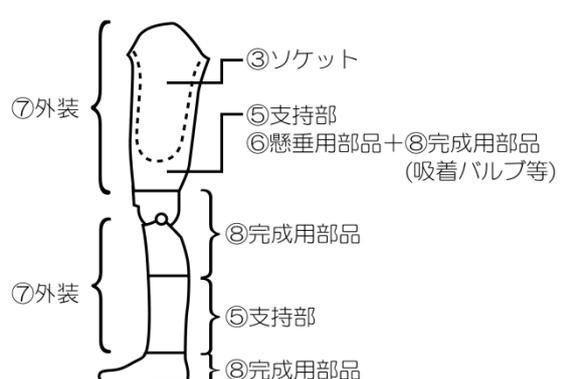
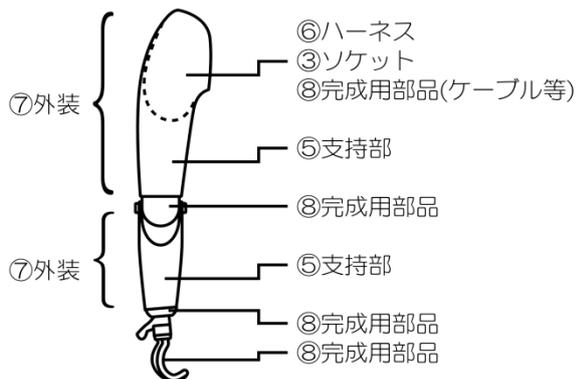


図-2 殻構造上腕義手の構成例

図-3 殻構造大腿義足の構成例



(3) 基本価格

a 義手

(a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」（図－4参照）に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。

(b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A－1 肩義手 A－2 上腕義手 A－3 肘義手
A－4 前腕義手 A－5 手義手 A－6 手部義手
A－7 手指義手

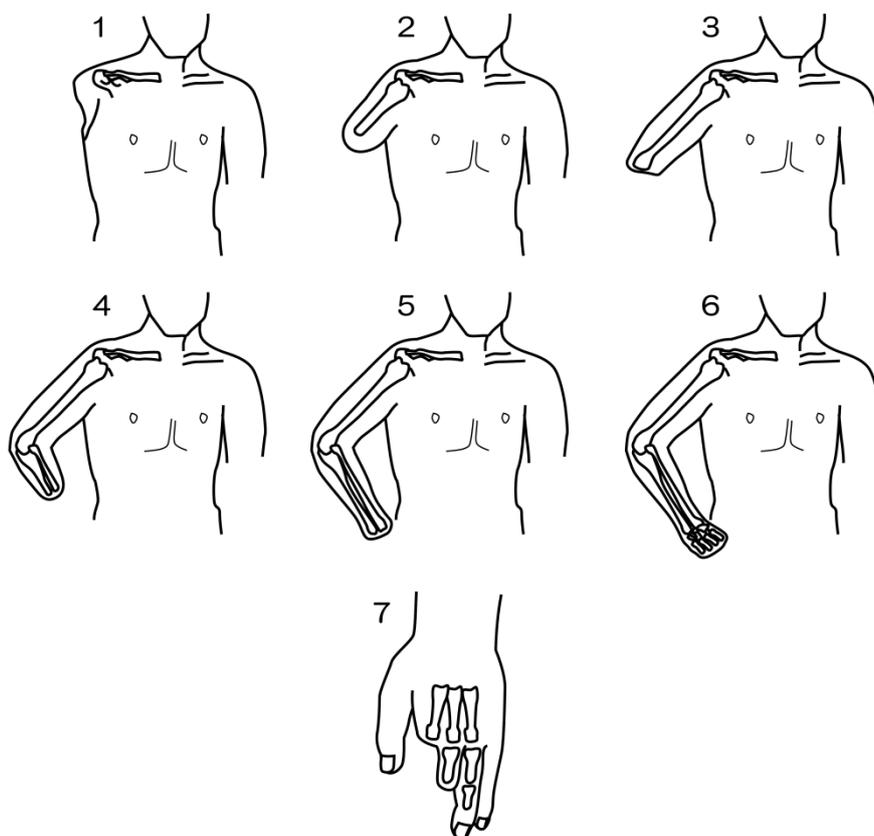
(c) 採型区分の「A－7」は、手指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。

(d) 顎上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように上腕骨顎部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。

(e) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレートになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。

(f) 義手の型式は、身体状況や日常生活の様々な場面に応じて選択されるものであり、支持部や完成用部品の肘継手、手先具の型式にかかわらず取り扱うこと。

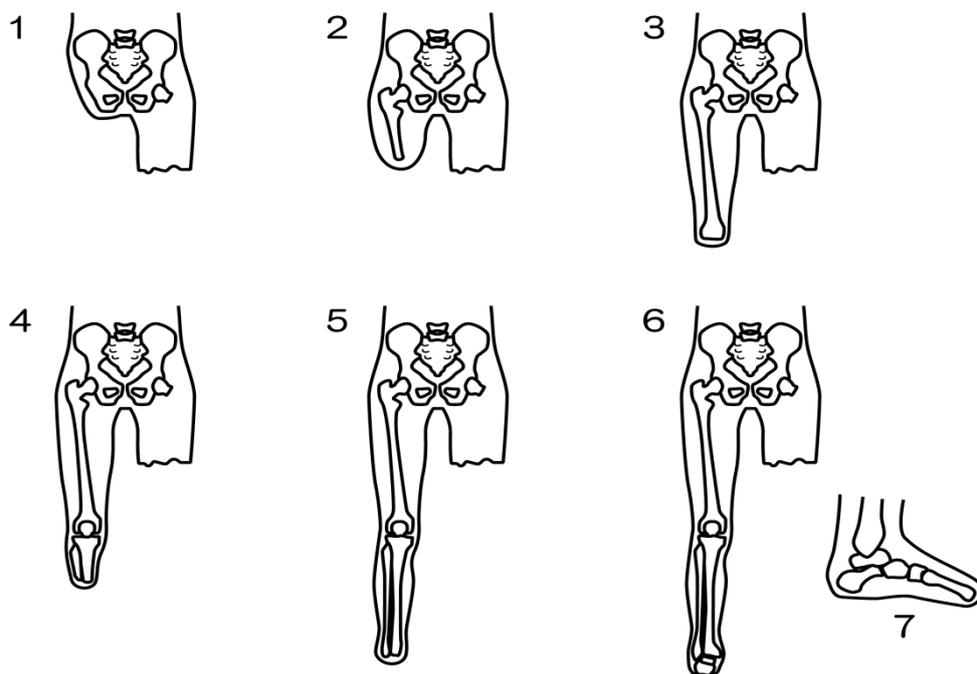
図－4 義手の採型区分



b 義足

- (a) 義足の基本価格は、「イの採型区分」（図－5参照）に基づきそれぞれ製作する義足の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。
 - B－1 股 義 足 B－2 大腿義足 B－3 膝 義 足
 - B－4 下腿義足 B－5 下腿義足（サイム義足）、果義足
 - B－6 果義足、足根中足義足 B－7 足指義足
- (c) 採型区分の「B－7」は、足指5本以内の切断を対象とし、多指切断であっても基本価格は一単位で取り扱うこと。
- (d) 義足の型式は、ソケットの機能型を表したものであるため、常用と作業用とは、足部の違いにより区分するものであること。
- (e) キップシャフト（短断端切断用）は、大腿短断端用で断端に屈曲拘縮がみられ、やむを得ず断端末近くに継手装置を取り付けた座位姿勢ができるような構造のものであること。
- (f) I R Cソケット（いわゆる坐骨収納型ソケット）は、坐骨結節から恥骨枝の一部（骨盤の一部）と大転子（大腿骨）をソケット内に納め、大腿骨を内転位に保持することにより、歩行中における義足側の体重負荷に対する安定性を高められるよう設計されたものであること。
- (g) 大腿支柱付きは、断端に対する負荷を軽減する目的で使用されるものであること。
- (h) T S Bソケットについては、その概念がソケット適合の一要素であるため、下腿義足の型式の範囲内で取り扱うこと。
- (i) 大腿義足・膝義足に、ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを用いた場合は、ライナー式により取り扱うこと。

図－5 義足の採型区分



(4) 製作要素価格

a ソケット

- (a) ソケットの価格は、「イの採型区分」に基づきソケットの使用材料ごとに「(ア)のソケット」から選択すること。
- (b) 二重式ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、二重式ソケットの価格は、採型区分ごとに外ソケットと内ソケットのそれぞれ使用材料ごとの価格を合算した額とすること。
- (c) 熱硬化性樹脂とは、F. R. P. (繊維強化プラスチック) のことで、ラミネートされたものであること。
- (d) 熱可塑性樹脂とは、板状の樹脂が加熱形成されたものであること。

b ソフトインサート

- (a) ソフトインサートの価格は、ソケットの採型区分に基づきソフトインサートの使用材料ごとに「(イ)のソフトインサート」から選択すること。
- (b) 軟性発泡樹脂とは、PE ライト及びスポンジ等であること。
- (c) ソフトインサートとは、骨突起部、断端末等の除圧のために部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。
- (d) 義手用及び義足用のソフトインサートの使用は、断端の表面の状況によりソケットのみでは不適合を生じる場合に限ること。
- (e) シリコーンとは、F. R. P. 同様にラミネートされたものであり、完成用部品のライナーを加えられないこと。

c 支持部

- (a) 装飾用又は能動式義手及び常用義足の場合
 - i 支持部の価格は、各部位の組立て、切削等の加工費であり、それぞれ使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
 - ii 支持部は、基本的には次のような方式により加算すること。

名 称	加 算 部 位
肩 義 手	肩部・上腕部・前腕部
上 腕 義 手	上腕部・前腕部
前 腕 義 手	前腕部
股 義 足	股部・大腿部・下腿部
大 腿 義 足	大腿部・下腿部
下 腿 義 足	下腿部

- iii サイム義足の場合に限り、ソケット自体が支持部となることから下腿支持部を加えること。

iv 支持部の加算方法

- (i) 図-6及び図-7のような斜線の部分をもつソケットの場合は、斜線部分の大小にかかわらず支持部を加えること。

- (ii) 支持部の価格は、使用材料ごとに「(ウ)の支持部」を加えること。
- (iii) 支持部に熱可塑性樹脂を使用する場合は、セルロイドに準じて加算すること。
- (iv) オープンエンド型ソケットは、使用材料ごとに支持部の価格を加算すること。
- (v) 外装の価格は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。
- (vi) 熱可塑性樹脂で成型された支持部そのものが外装となる場合は、外装のプラスチックを加算することができないこと。
- (vii) 図-8のような斜線の部分がないソケットの場合は、支持部を加えられないこと。ただし、外装を行う場合は、使用材料ごとに「(オ)の外装」を加えること。

図-6 支持部を加算できるソケット 図-7 支持部を加算できるソケット

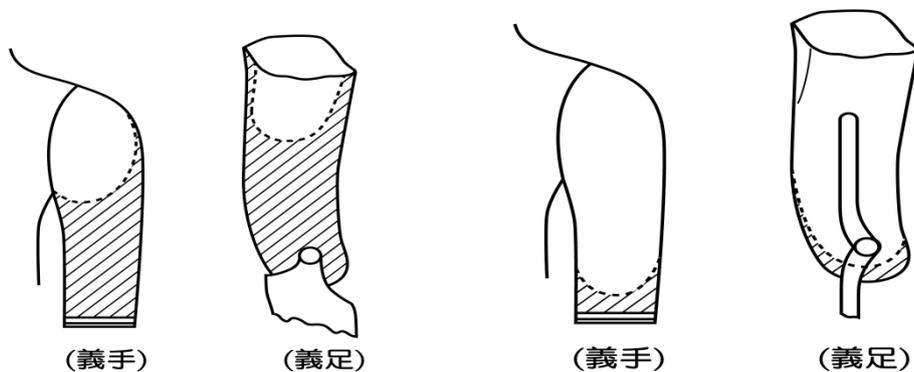
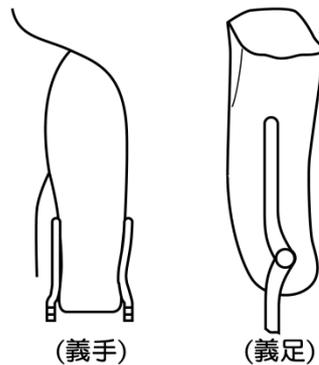


図-8 支持部を加算できないソケット



- (b) 作業用義手（幹部）及び作業用義足（鉄脚）の場合
 - i 作業用義手（幹部）
 - (i) 肩義手作業用及び上腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・上腕部のみを加えること。
 - (ii) 前腕義手作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・前腕部のみを加えること。

ii 作業用義足（鉄脚）

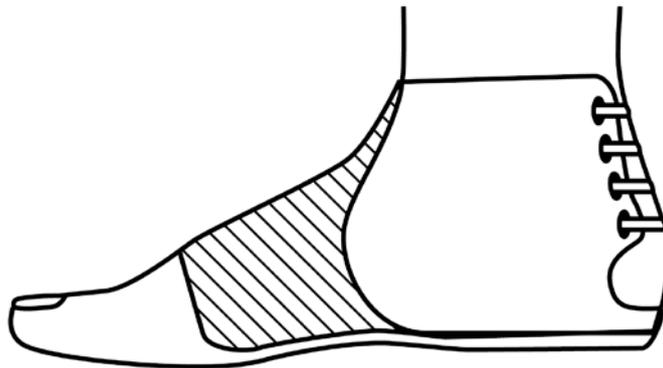
(i) 股義足作業用及び大腿義足作業用の場合には、「(ウ)の支持部」の作業用・大腿部のみを加えること。

(ii) 下腿義足作業用の場合は、「(ウ)の支持部」の作業用・下腿部を加えること。

(c) 果義足、足根中足義足及び足指義足の場合

図-9のようにソケットと足先ゴムを軟性発泡樹脂で埋めた場合に「(ウ)の支持部」の足部を加えること。

図-9 支持部を加算できる足部



d 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

(a) 義手用ハーネス

i 各義手に用いられるハーネスの例を、以下の図-10 から図-20 に示す。

ii 肘義手用は上腕義手用に、手義手用及び手部義手用は前腕義手用に、それぞれ準じて取り扱うこと。

iii 使用部品の項目に一式とされているものであっても、使用部品の組み合わせができること。（図-14、15、18、19、20 参照）

iv 能動式に用いられるハーネスで、他の義手用ハーネスの組み合わせを必要とする場合には、それぞれ組み合わせることができること。（図-20 参照）

図-10 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式

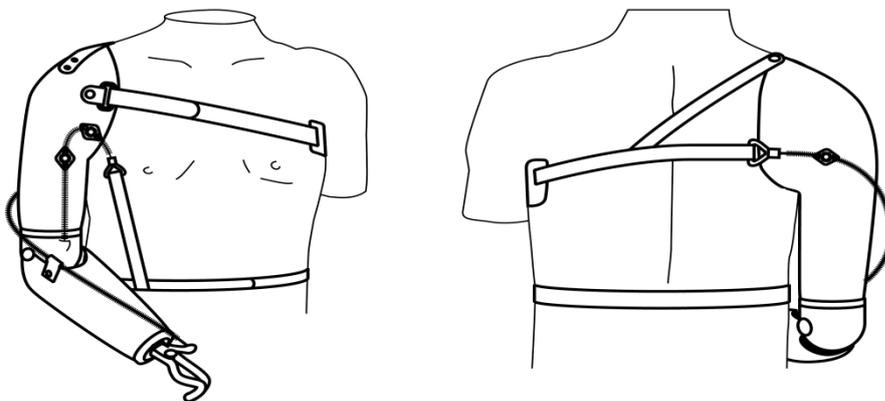


図-11 肩義手用及び上腕義手用肩たすき一式

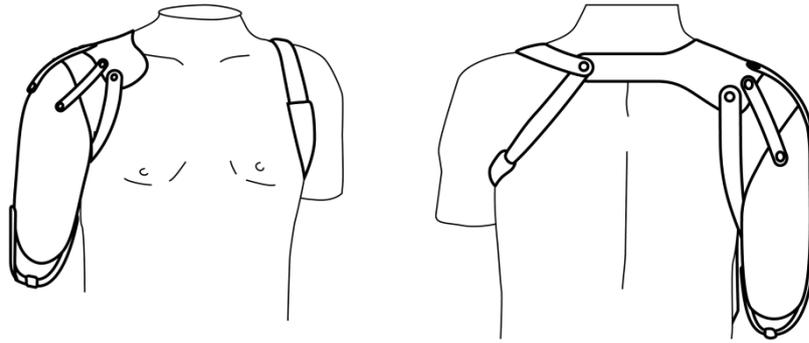


図-12 上腕義手用胸郭ベルトハーネス一式

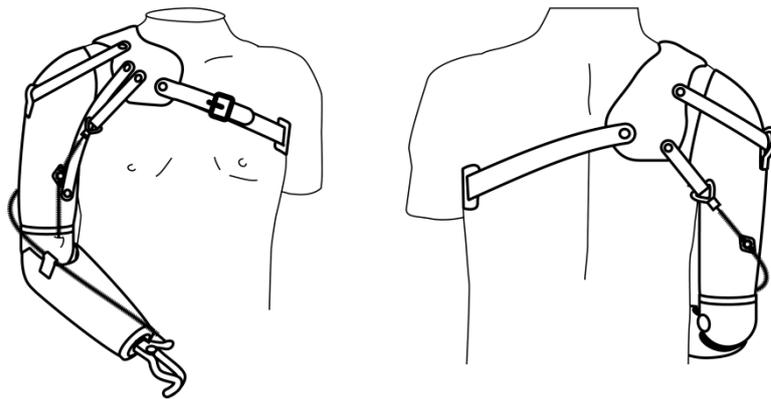


図-13 上腕義手用8字ハーネス一式

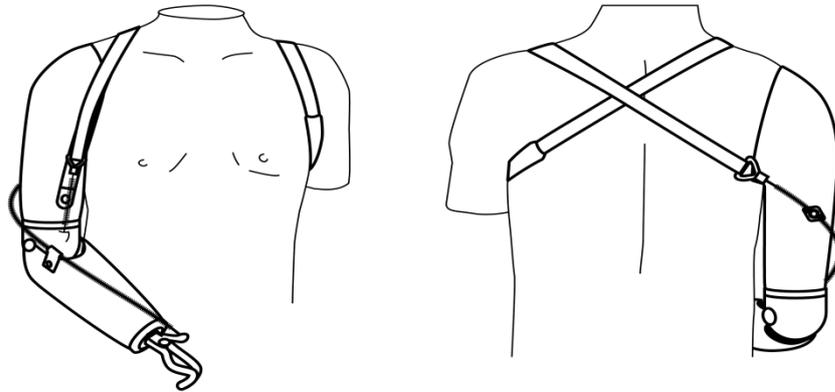


図-14 前腕義手用胸郭ベルトハーネス一式
(胸郭ベルトハーネス一式と上腕カフの組み合わせ)

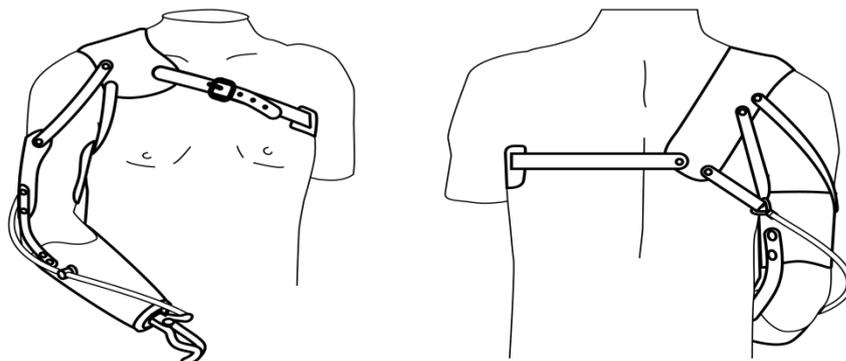


図-15 8字ハーネス一式と上腕カフの組み合わせ例
(前腕義手用)

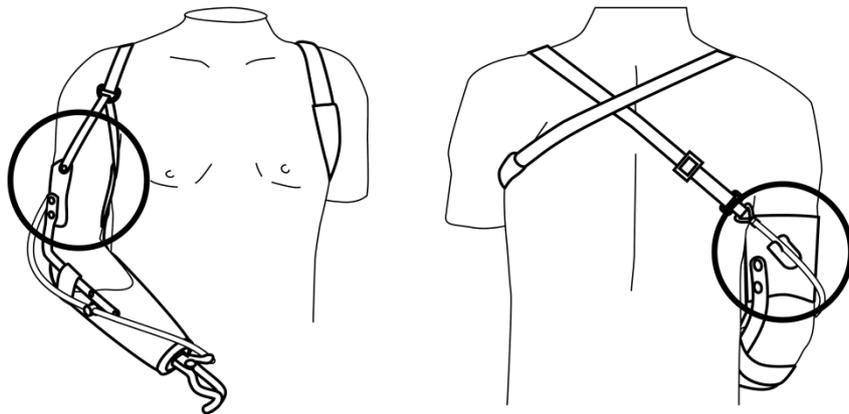


図-16 前腕義手用9字ハーネス一式

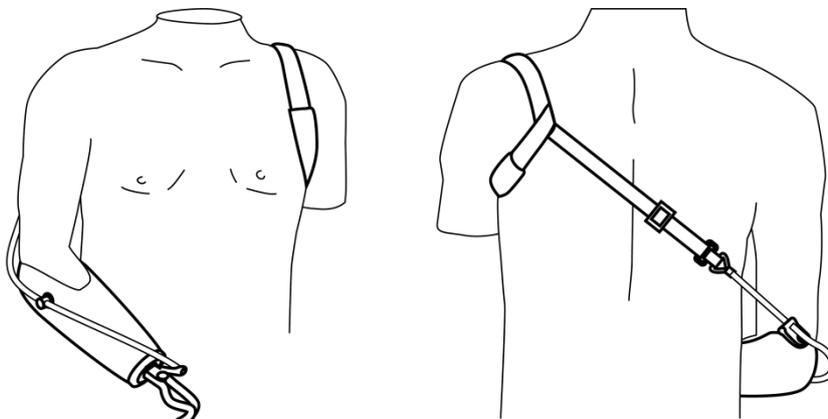


図-17 上腕カフ (装飾用カフバンド)

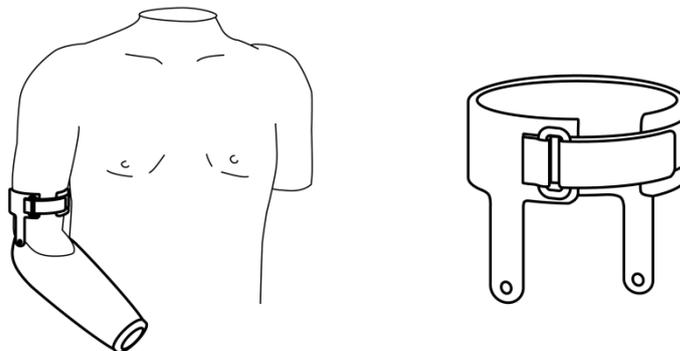


図-18 前腕義手用9字ハーネス一式と
上腕カフの組合せ

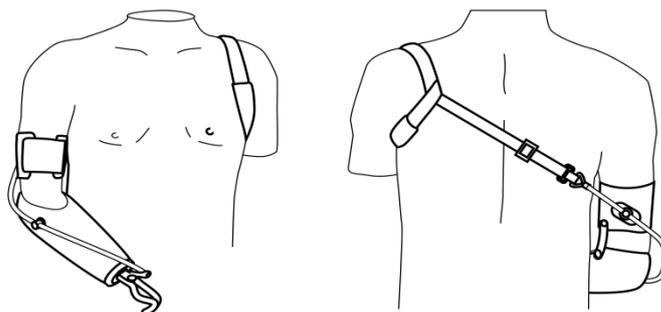


図-19 上腕カフ（三頭筋パッド）

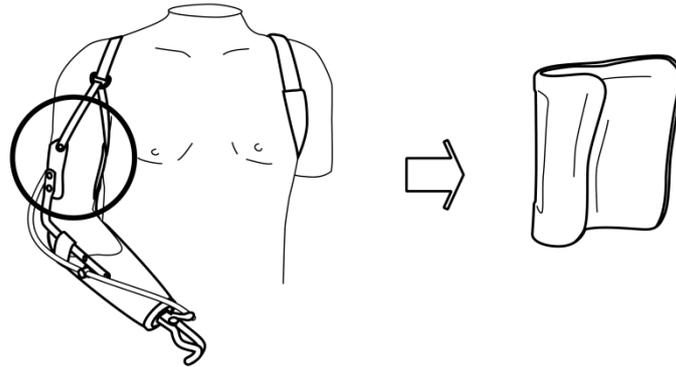
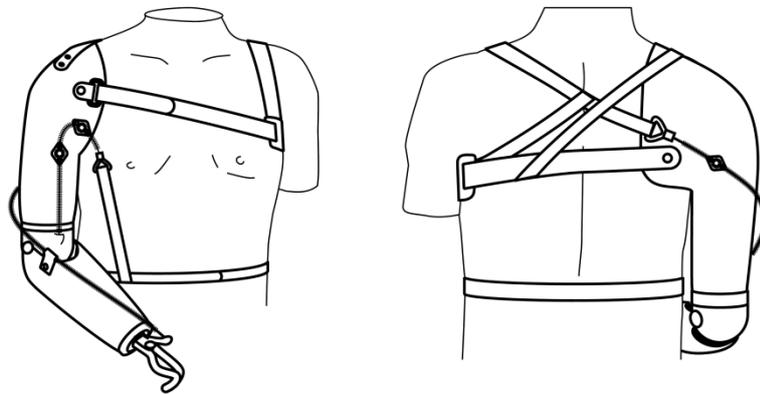


図-20 肩義手用胸郭ベルトハーネス一式と前腕義手用9字ハーネス一式の組合せ



(b) 義足懸垂用部品

- i 膝義足は大腿義足用に、サイム義足用は下腿義足用にそれぞれ準じて取り扱うこと。
- ii 使用部品の項目に一式とされているもの（大腿もも締め一式を除く。）は、他の義足懸垂部品を加えられないこと。 (図-21 参照)
- iii 使用部品の項目に一式とされていないものは、使用部品の組み合わせにより加算すること。 (図-22、23 参照)
- iv 義足用股吊りの価格は、1本当たりのものであること。
- v 軽便式・下腿義足常用普通の懸垂用膝カフは、PTB膝カフに準じて取り扱うこと。

図-21 シレジアバンドの区分

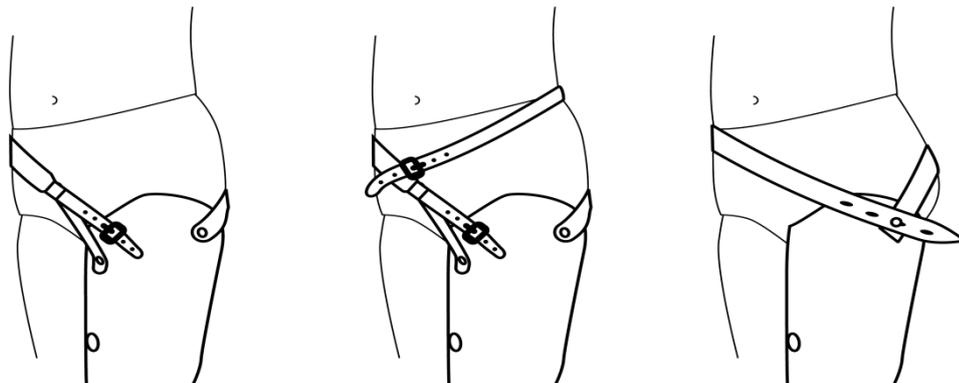


図-22 大腿義足懸垂部品の区分

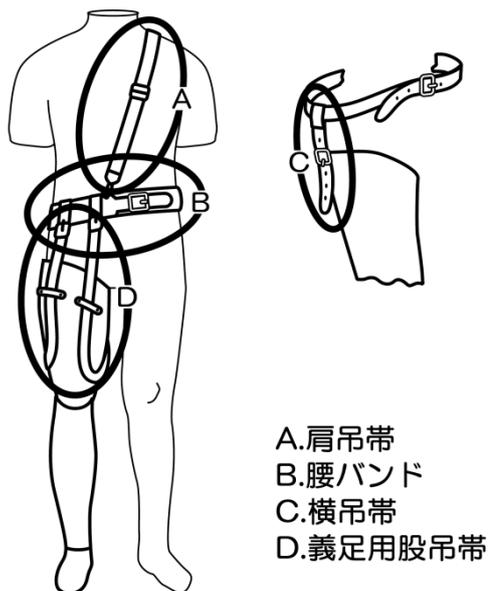
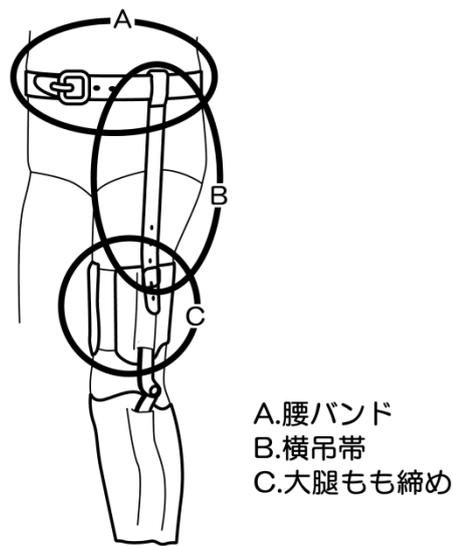


図-23 下腿義足懸垂部品の区分



e 外装

外装部位と使用材料により各部位ごとに加算すること。ただし、肩部、股部及び足部については、次によること。

(a) 肩部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-24、25 参照)

図-24 外装を加算できない事例

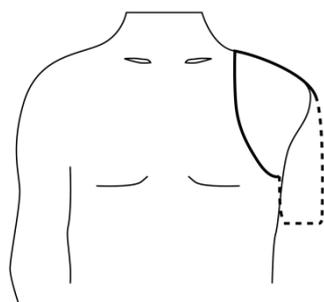
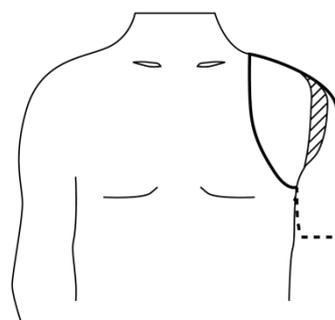


図-25 外装を加算できる事例



(b) 股部

ソケット自体が外装を兼ねる場合は、外装を加算できないこと。

(図-26、27 参照)

図-26 外装を加算できない事例

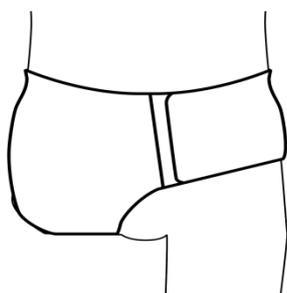
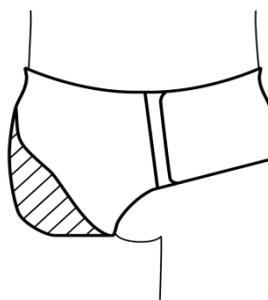


図-27 外装を加算できる事例



(c) 足部

- i 足部表革及び裏革については、木製足部の場合に加算することができること。ただし、生活環境等により、特に足部の耐久性を高める必要がある認められる場合は、木製足部以外の足部にも表革及び裏革を加算することができること。
- ii 足部の外装にリアルソックスを使用する場合は、「オの完成用部品」を加えることができること。

(5) 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について(平成 25 年 3 月 29 日障発 0329 第 11 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」(以下、「完成用部品の指定基準」という。)に定めるところによるものとする。

ただし、使用部品の処方には、障害状況や適切な補装具費支給等の観点からの妥当性が求められることから、更生相談所の意見等に基づき決定すること。

なお、処方及び製作上特に必要と認められる場合には、骨格構造義肢及び装具の完成用部品を用いることができること。

a 義手用部品

- (a) 肩継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 肩継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 手継手は、一組の価格であること。
- (d) 義手の作業用に付ける手先具は、3 個を範囲として必要な数だけ加算することができること。
- (e) フック用先ゴムは 1 本当たりの価格とし、当分の間、6 ヶ月分を限度として必要な数だけ一括支給することができること。
- (f) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

b 義足用部品

- (a) 股継手部品のうち筋金の価格は、1 本当たりのものであること。
- (b) 股継手部品のうち筋金以外の部品は、一組又はセットの価格であること。
- (c) 次に掲げる部品については、足部が含まれた価格であること。
(KI-BU-B19-1, KI-BU-B19-2)
- (d) 断端袋は、年間の上限額のみが定められているため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。

(参考) 殻構造義肢の基本工作法から考えられる必要な設備等

殻構造義肢の基本工作法における各工程に係る作業内容を遂行するために必要となる、標準的な設備等については、以下を参照すること。

工 程	作業の内容	設 備
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況（筋収縮時と弛緩時の形状変化、知覚の状況等）、関節の運動機能の状況（屈伸、内転、外転等の関節可動域や筋力等）並びに肢位の観察及び特徴の把握。	
(イ) 採寸及び投影図の作成	製作に必要な寸法（断端の周径、断端長）及び角度を測定及び情報カードへの記録と投影図の作成。（トレースのほか前後左右からの写真撮影による断端形状の正確な把握も必要。）	
(ウ) 採型	ギプス包帯法による断端の採型及び陰性モデルの順型（石膏の盛り削り修正）、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正。 ※断端の採型に当たっては、良肢位を保つため採型治具や補助具を用いる場合がある。また、断端の正確な形状を得るため場合によっては複数の義肢装具士が行う必要がある。	
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック（断端の筋、軟部組織の状態、体重支持、疼痛の有無、関節可動域、トリミングライン等）及び修正、継手の中心位置の設定。	真空成型機 カービングマシーン 電気オープン
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥。	
(カ) ソケット製作	陽性モデルへのストックネットの被覆、強化材の付加、PVA スリーブの被覆、樹脂の注型、取外し及びソケットトリミング。 ※ソケット構造によっては、完成用部品のコネクタ等支持部材を組み込み、注型を行う。この際、強度を確保するために、アライメント復元治具を用いて位置設定を行う。	真空ポンプ
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合。 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整。	カービングマシーン
(ク) 組立て	義手：継手等各部の組み合わせ及び結合、ハーネスの取付け。 足部：カップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組み合わせ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整。	マシン
(ケ) 仮合せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本指導並びに適合の修正。 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導。 ※義肢部品等の名称と機能の説明及びソケッ	

	ト等の装着方法の指導、留意事項の説明。 ※スタティックアライメントの調整の後、安定した歩行を得るためダイナミックアライメントを決定する。	
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストックネットの被覆及びラミネーション。 義足：カップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検。	
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びにユーザに対する義肢の取扱い方法の説明やメンテナンス、断端の衛生管理等の指導。	
※ 関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義肢の製作に必要な個人情報（氏名、年齢、職業、家族構成、身体状況、住宅環境、生活様式、ユーザの希望、連携可能な関係医療機関等）の収集、情報カードへの記載、保管、管理業務。 ・ 初期段階で、ユーザに義肢を装着するまでの流れについて説明する。 ・ 処方医と連携し、最適な部品等の選択を行う。 ・ 義肢の引渡し後も、定期的なチェックを行うことが望ましいことをユーザにご理解いただく。 	

製作所には、事務室、工作室等が必要であり、設備を配置した上で十分に動ける面積があること。具体例としては、以下に示す「(参考) 義肢製作所の面積例」を参照すること。（「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。）

設備欄に掲げる設備のほか、必要な工具等（例：復元器、コンターマシン、集塵器、ボール盤、グラインダー、バフグラインダー、溶接器、電動ドリル、パイプカッター、万力、八方ミシン、特殊ミシン、内周計、カップリング、ヒートガン等）を備えていること。（「2骨格構造義肢」、「3装具」についても、これを参照すること。）

(参考) 義肢製作所の面積例

室名等	面積 (坪数)		備考
事務室	16.5 m ²	5坪	受付、一般事務、待合室
採型室	16.5 m ²	5坪	測定、仮合せ、試歩行
工作室			
ギプス作業室	9.9 m ²	3坪	型流し、陽性モデル修正
機械室	9.9 m ²	3坪	集塵設備
一般組立室	19.8 m ²	6坪	作業台2台（義肢装具士2名以上）
倉庫	9.9 m ²	3坪	材料保管

2 骨格構造義肢

(1) 製作工程

骨格構造義肢は、「アの基本工作法」により、「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」からそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

(2) 価格構成

告示の基本価格及び製作要素価格は、「使用材料費」及び「製作加工費」によって構成されていること。

○使用材料費

素 材 費：義肢材料リストによる素材購入費

素 材 の ロ ス：素材の正味必要量に対する割増分（ロス分）

小 物 材 料 費：個々の要素加工に対して使用量を決め難い材料費
（糸、釘、ビス、ナット、油脂等）

材 料 管 理 費：素材の購入及び保管に要する経費

○製作加工費

作 業 人 件 費：製作を遂行するために必要な正味作業時間相当人件費
（給与、賞与、退職手当、法定福利費等）

作業時間の余裕割増：製作の準備、段取り、清掃、作業上の整理及び生理的余裕等の作業時間相当人件費

製 造 間 接 費：光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等

管 理 販 売 経 費：完成品の保管、販売に要する経費

また、骨格構造義肢の価格は、次のように構成されていること。

骨格構造義肢の価格 = 基本価格 + 製作要素価格 + 完成用部品価格

基 本 価 格：採型使用材料費及び骨格構造義肢の名称、型式別に設けられている基本工作に要する加工費の計

製 作 要 素 価 格：材料の購入費及び当該材料を骨格構造義肢の形態に適合するように行う加工、組合せ、結合の各作業によって発生する価格の計

完 成 用 部 品 価 格：完成用部品の購入費及び当該部品の管理等に要する経費の計

したがって、骨格構造義肢の価格は、「イの採型区分」による「ウの基本価格」に「エの製作要素価格」及び「オの完成用部品」のそれぞれ使用する材料、部品の価格を合算した額の100分の103に相当する額を上限とすること。（図-28 参照）

なお、義肢は身体障害者用物品として消費税が非課税であるため、基準額の内訳はいかなる場合も本体価格のみである。「100分の103に相当」の趣旨は、骨格構造義肢を製作するに当たって必要な材料及び部品等の購入には消費税が課税されているため、当該仕入れに係る消費税相当分を考慮したものであること。骨格構造義肢の構成は価格体系に基づき行われること。（図-29、30 参照）

図-28 骨格構造義肢の価格体系

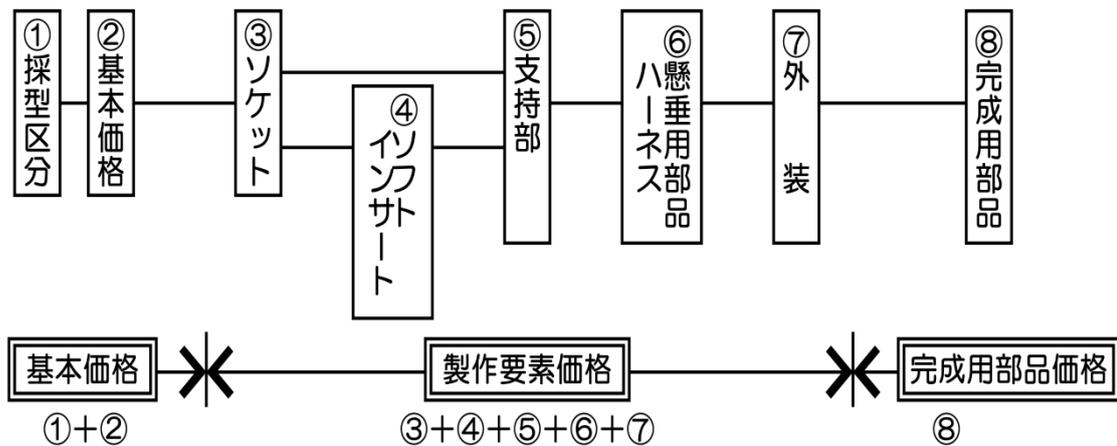
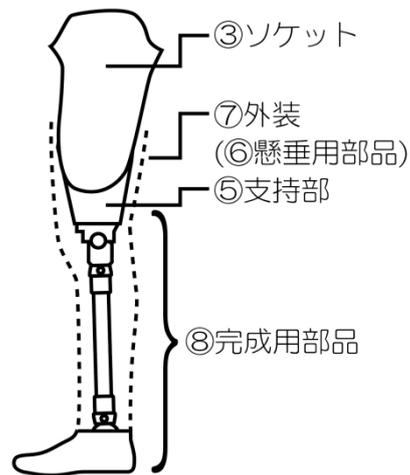
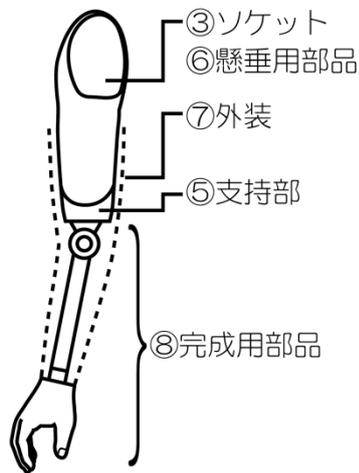


図-29 骨格構造義手の構成例

図-30 骨格構造義足の構成例



(3) 基本価格

a 義手

- (a) 義手の基本価格は、「イの採型区分」（図-31 参照）に基づきそれぞれ製作する義手の型式ごとに決定し、「ウの基本価格」から選択すること。
- (b) 採型区分と名称の関係は、概ね次のとおりであること。

A-1 肩義手	A-2 上腕義手	A-3 前腕義手
---------	----------	----------
- (c) 顛上支持式とは、ミュンスタータイプ及びノースウェスタンタイプのように入腕骨顛部を包み込み、懸垂装置をソケット自体が持つものであること。
- (d) スプリット式とは、前腕極短断端に使用されるものでソケットと前腕支持部がセパレーツになっており、倍動式継手又は断端操作式能動継手を持つものであること。